



米原市『令和7年度 給付型奨学金制度』のご案内

大学等を卒業後に米原市内に定住する人に奨学金を給付します。
米原市は、若者の夢と希望の実現を応援します。

令和6年度 奨学生から
**所得制限を
撤廃しています。**

奨学金は月額**30,000円**

給付期間は
令和7年4月から
正規の就学期間が
終了するまで
最長4年間

対象者は
令和4年度 **入学者**
令和5年度 **入学者**
令和6年度 **入学者**
令和7年度 **入学予定者**

※奨学生(定数45人)は、米原市奨学金給付審査会に諮って決定します。

※令和4年度から、特に人材が不足している福祉・保育・医療等の専門分野は、審査会において重点職種として審査を行います。

次のすべての要件に該当することとします。

- ☐ 大学等を卒業後、市内に定住する意思がある。
- ☐ 市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている。
- ☐ 令和7年3月31日現在で満25歳未満
- ☐ 本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない。
- ☐ 連帯保証人2人(保護者および保護者以外)をつけることができる。

その他、世帯構成等の状況も確認します。

※米原市給付型奨学金に関する情報は、右のQRコードからアクセスしてください。



奨学金の給付のイメージ(大学4年間の場合)

■ 給付対象者として認定の上、大学等への入学後に毎年度の上半期・下半期に分けて給付



■ 毎年度、在学状況等を確認し、継続給付します。

■ 退学した場合、奨学金は全額返還となります。

受付については裏面をご覧ください。

申請受付

奨学金の給付を希望される場合は、申請書の提出と作文筆記が必要です。
受付期間中に申請書と予約申込書を提出し、作文筆記の日程を予約してください。
その後、予約された日程で来場いただき、作文の筆記および提出をしてください。

1 申請書の提出

受付期間

令和6年**6月3日(月)**から令和6年**7月31日(水)**まで

※あわせて予約申込書を提出し、作文筆記の日程を予約してください。

※受付期間以外での申請はできませんので、ご注意ください。

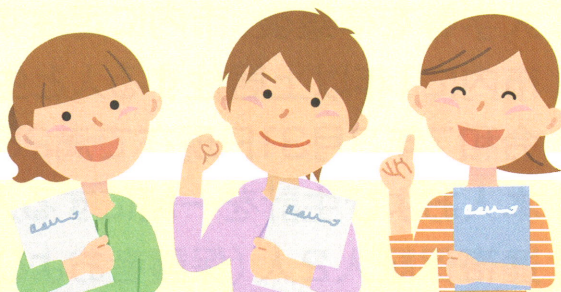
提出場所

米原市教育委員会事務局 教育総務課（本庁舎2階）
米原市役所山東支所、伊吹・近江市民自治センター

申請書設置場所

- 米原市役所（教育総務課、山東支所、伊吹・近江市民自治センター）
- 山東図書館 ● 近江図書館
- 滋賀県内の高等学校（窓口）

※市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



2 作文筆記

日時および会場

1
8月17日(土)
午前**10時00分**から
●米原市役所本庁舎3階
3AB会議室
●定員40人

2
8月18日(日)
午前**10時00分**から
●米原市役所本庁舎3階
3AB会議室
●定員40人

3
8月19日(月)
午前**10時00分**から
●米原市役所本庁舎
コンベンションホール
●定員60人

※いずれかの日程を予約してください。

※会場の都合により日程ごとに人数に限りがあります。（先着順）

※その他詳細は市公式ウェブサイトまたは制度のしおりをご覧ください。

※この奨学金は、令和7年度の予算に係るものであるため、予算の成立をもってお支払いすることとなります。



【お問合せ】

米原市教育総務課（本庁舎2階）

電話:0749-53-5151
FAX:0749-53-5129